

令和6年度 奈良県内部統制評価報告書

奈良県知事 山下 真は、内部統制体制について継続的に見直しを行い事務の適正な執行を確保するため、業務から独立した視点により地方自治法第150条第4項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

特に、本県においては、本県の行政をとりまく様々な変化も踏まえて、職員が不断の自己改革を行い、良質な行政サービスを安定的、持続的に提供し、県民の県行政への信頼を担保するため、内部統制の評価に取り組んでいます。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

奈良県知事は、本県における内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、地方自治法第150条第1項に基づき、「奈良県内部統制基本方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要のある事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本県においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき作成した「奈良県内部統制実施マニュアル」（令和2年3月策定。以下「マニュアル」という。）により、財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要のある事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記2の評価手続のとおり、マニュアルに規定する評価作業を実施した結果、本県の内部統制は評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

県・住民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる重大な不備はありません。

令和7年7月18日
奈良県知事 山下 真